

農業用トラクタなどの小型特殊自動車は
ナンバー登録が必要です！



農耕用で乗車装置があるトラクタやコンバイン、工場、作業所などで使用するフォーク・リフト等の**小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、所有していればナンバープレートの交付申請手続きが必要です。**

新しく購入されたかた、ナンバープレートが付いていない農耕作業用車、小型特殊自動車をお持ちのかたは、佐倉市役所市民税課（1号館2階）で申請し、ナンバーの交付を受けてください。

◆対処となるもの（詳細は裏面参照）

1. 農耕作業用車

農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機等で乗用装置があり、最高速度が35km/h未満のもの。（大きさや排気量の制限はありません。）

2. 農耕作業用車以外の小型特殊自動車

ショベル・ローダ、フォーク・リフト等で、以下の条件を全て満たすもの。

- ① 最高速度が15km/h以下
- ② 長さ4.7m以下
- ③ 幅1.7m以下
- ④ 高さ2.8m以下

◆ナンバープレート申請に必要なもの（交付手数料はかかりません。）

- ① 車種、車名（メーカー名）、型式、車台番号等が確認できる証明書（販売証明書、譲渡証明書等）

…証明書が無い場合（紛失等で再発行もできない場合）

車台番号を石刷りした紙、車両全体が写った写真及び型式等が記載されたプレートの写真（それぞれ現像したもの）

- ② 窓口来庁者の本人確認ができるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）

【お問合せ先】

佐倉市役所 市民税課 税制班 TEL043-484-6114

◆小型特殊自動車 ※ナンバープレートの交付申請が必要な車両

【道路運送車両法施行規則別表第1第2条関係による】

特殊自動車の種類	自動車の構造及び原動機	要件
農耕用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	<ul style="list-style-type: none"> 最高速度が35km/h未満 乗用装置を備えている <p>●年税額 2,400円</p>
農耕用以外	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	<ul style="list-style-type: none"> 最高速度が15km/h以下 長さ4.7m以下 幅1.7m以下 高さ2.8m以下 <p>※すべて該当するもの</p> <p>●年税額 5,900円</p>

※ 大型特殊自動車のナンバーを取得するには管轄の運輸支局へお尋ねください。